

小浜市木材利用拡大行動計画

1 趣旨

本計画は、木材利用の一層の推進を図るため、「小浜市木材利用基本方針」を踏まえ、木材の利用拡大に係る具体的な取組方針や木材の利用目標等を設定することにより、市自らが率先して木材の利用拡大を図ることを目的として定めるものである。

2 取組方針

市では、以下の方針に基づき木材利用の拡大に取り組むものとする。

(1) 公共建築物の木造化

市が実施する公共施設等の新築、改築等にあたっては、法令等の規定により木造化できない下記の条件に当たるものを除き、積極的に木造化に努めるものとする。

ア 防火上の規制が設けられている地域（防火地域等）での建築物

イ 延べ面積3,000㎡以上の建築物

ウ 4階建て以上の建築物

なお、木造化を進める具体的な基準については、下記のとおりとする。

区分	対象施設	木造可能条件	高さ条件（準耐火建築物の条件）	
			高さ13m以下 かつ軒高9m以下	高さ13m超 または軒高9m超
教育施設	学校・体育館・図書館・美術館等	2階建以下	延べ面積2,000㎡以上の場合は準耐火建築物	準耐火建築物
庁舎施設	事務所・研修所・駐在所等	3階建以下	—	高さ13mを超える場合または軒高9m以上の場合は準耐火建築物
交流施設	店舗・展示場・物品販売所等	2階建以下	2階の床面積が500㎡以上の場合は準耐火建築物	準耐火建築物
住宅施設	市営住宅・職員住宅等	3階建以下	3階建、もしくは2階建でその2階部分が300㎡以上の建築物は準耐火建築物	準耐火建築物
宿泊施設	宿泊研修施設等	2階建以下	2階建で2階の宿泊用途部分が300㎡以上の建築物は準耐火建築物	準耐火建築物
社会福祉施設	障害福祉施設、児童福祉施設等	1階建	各施設の法令の範囲内で可能な範囲で木造（準耐火構築物が基本）	

ただし、上記の木造化すべき建築物であっても、他工法と比較して大幅に経費や工期が増加する場合や保安上の理由から木造化が困難な場合などはこの限りでないが、木造と他工法との混構造を検討するなどできる限り木材の利用に努める。

(2) 内装材・外構施設の木質化

市が実施する公共施設等の新築、改築等については、木造化できない場合であっても、床や壁等の内装材等については、法令等の規定により制限がある場合や意匠上配慮すべき場合を除き、積極的に木質化に努めるものとする。

特に、ホール、ロビー、廊下等不特定多数の人が訪れる場所については、訪れる市民への普及PRを行うため積極的に木質化を推進する。

さらに、建築物以外の外構施設（休憩施設、看板類、デッキ、ベランダ等）の木質化や備品（ベンチ・テーブル・戸棚等）の木製品についてもより積極的に利用することとする。

(3) 公共土木工事における利用拡大

市が実施する公共土木工事については、木材、特に間伐材の利用を積極的に進めるため、木材または木製品を用いた工種・工法の定着及び拡大を図る。

特に、「福井県認定リサイクル製品」や県産品として紹介されている木製品については、優先的に利用することとする。

また、特にPR効果の高い箇所において積極的な利用を図る。

(4) 市産材・県産材利用の推進

市が実施する公共施設および公共工事において使用する木材は、その供給が困難な場合や、相当な理由により市産材・県産材（以下「市産材等」という。）の使用が適当でない場合などを除き、原則として市産材等とする。

なお、市産材とは市内の山で生産され、県内の製材工場で加工された材とし、県産材とは県内の山林で生産され、県内の製材工場で加工された材とする。ただし、合板・集成材等の県内で加工ができない製品については、市内産等の木材を他県で加工した木材・木製品も市産材等として取り扱う。

また、やむを得ず他県産材や外材を使用する場合は、産地（原産国）や調達先が明らかな木材を使用するものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成25年度から平成30年度までとする。

なお、平成31年度以降については、平成30年度までの成果を検証したうえで、本計画の見直しを行う。

4 木材利用拡大の目標

(1) 取組目標

ア 公共施設整備

木造化を図る建築物（木造の新築建築物に限る。）の単位面積当たりの木材使用量は、 $0.26 \text{ m}^3/\text{m}^2$ を目安として取り組む。

イ 公共土木工事

公共土木工事における木材の利用拡大を図るための目標を下表のとおりとする。

工事の種類	木材利用工種	目標	備考
○道路施設 ○河川施設 ○公園施設 ○農林水産施設	○支柱（植栽用） ○工事用看板	100%導入を維持	
	○階段工 ○丸太型柵 ○木製ガードレール ○防護柵 ○柵工 ○駒止 ○視線誘導標 ○木製縁石 ○植栽柵ブロック ○多自然型護岸工（河） ○管理棟（公） ○ベンチ（公） ○門扉工（公） ○サイン施設工（公） ○木系園路工（公） ○木道工（公） ○木橋（公）	利用推進箇所 ^注 においては100%導入	
	○丸太伏工（道） ○丸太法柵（道） ○魚礁（農）	モデル的に実施	
取組部局	農林水産課・都市整備課		

表中に記載した工種以外であっても積極的に採用する。

注）利用推進箇所とは、以下の箇所をいう。

- ・環境に配慮する必要がある箇所
- ・景観に配慮する必要がある箇所
- ・高強度を要さない箇所
- ・維持管理上、困難が伴わない箇所

(2) 木材を利用した備品・消耗品

区 分	目 標	備 考
○事務机、会議机 ○備品等	○事務机については可能な限り木製化を進める。 来客者の多い部屋等の会議机についても木製化するよう努める。 ○一般市民の目に触れる機会の多いホール、ロビー等のテーブル、椅子等については木製品を積極的に導入する。 ○小浜市グリーン購入推進方針に基づく調達計画を踏まえ、可能な限り木製品を購入するよう努める。	○新設、更新時に合わせて実施
取組部局等	各部局等	

5 フォローアップ

本行動計画に基づく取組の成果について、各年度ごとに速やかに検証し、必要に応じ目標等の見直しを行う。

ただし、平成25年度の検証は平成26年度の検証時に実施する。